

## 重要事項説明書

グループホーム銀の鈴2号館

令和6(2024)年6月1日

### 1. 事業主体概要

事業主体名	特定非営利活動法人うえん会
法人の種類	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 中島 友美
所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 880 番地
資本金(出捐金)	なし
法人の理念	地域の一員として生活できる介護支援を大切にして、その人らしい生き方と尊厳を守り、次代を見通す介護をします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・尊厳を尊重した介護支援</li><li>・認知症があっても普通に生活できる介護支援</li><li>・息遣い、呼吸に合わせ、ゆったりとした介護支援</li><li>・残存能力を引き出し、ゆるやかに保持する介護支援</li><li>・家族への介護支援と相談支援</li><li>・地域の一員として生活できる介護支援</li></ul>
他の介護保険関連の事業	なし
他の介護保険以外の事業	なし

### 2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム銀の鈴2号館
ホームの目的	利用者の尊厳を尊重し、常に利用者の立場に立ち、的確な個別介護計画作成により、利用者が必要とする適切なサービスの提供をし、認知症対応型共同生活介護支援を実践する。
ホームの運営方針	本事業において提供するサービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
ホームの責任者	管理者 中島 一
開設年月日	平成 21 (2009)年 10 月 1 日
保険事業者指定番号	1490600077
所在地、電話・FAX 番号	〒240-0035 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 892 番地 1 電話 045-355-1561 FAX 045-355-3254
交通の便	(1) JR 東戸塚駅 西口より 相鉄バス「2番乗り場」より乗車 バス停「環2今井」で下車 徒歩5分 (2) JR 保土ヶ谷駅 東口より 相鉄バス「二俣川駅北口行き」または「美立橋行き」に乗車 バス停「根下」で下車 徒歩数分 (3) 相鉄線・二俣川駅 北口より 相鉄バス「保土ヶ谷駅行き」乗車 バス停「根下」で下車 徒歩数分

敷地概要(権利関係)	賃貸借契約
建物概要(権利関係)	構造:木造2階建て 延床面積:245.03 m <sup>2</sup> 賃貸借契約
居室の概要	全室洋間個室(10.8 m <sup>2</sup> )水洗トイレ手洗い付、クローゼット、医療用ベッド、防炎カーテン、エアコン、雨戸付き
共用施設の概要	居間兼食堂・台所、浴室、洗面所、洗濯干し場、ベランダ、共用トイレ(洗浄機付き便座)、床暖房、畑、花壇
緊急対応方法	災害時～自治会のボランティア依頼 救急疾病時～協力病院を受診
防犯防災設備、避難設備等の概要	所轄消防署による非常口の点検、避難誘導灯、非常灯及び避難用具の定期点検、スプリンクラー・火災自動通報装置・消火器等設備の定期点検
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

### 3. 職員体制

#### (1) 主たる職員

職員の種類	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護支援専門員 介護福祉士	実践者研修 H28.12月 管理者研修 H29.07月
計画作成担当者	1人				1	介護支援専門員	
介護従事者	8人	4	1	3		介護福祉士	
看護従業者	1人				1	保健師	

#### (2) 職員研修

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1か月以内
継続研修	年6回

### 4. 勤務体制

昼間の体制	早出 7:30～16:30 1名 日勤 10:30～19:30 1名 遅番 12:30～21:30 1名
夜間の体制	夜勤 21:15～翌 7:45 1名

### 5. 利用状況( 年 月 日)

利用者	定員 9名
要介護度別	未定

## 6. ホーム利用にあたっての留意事項

- (1) ホーム内は完全禁煙となっております。また、タバコ、マッチ、ライター、ろうそく、線香など火気類の持ち込みは禁止しております。
- (2) 当事業所は12月31日正午から翌年1月2日13時までの間、運営をしておりません。
- (3) 内服投薬、点眼薬などは保管管理をさせていただきます。
- (4) 今まで使用されていた馴染みの家具、生活用品をご持参ください。
- (5) 貴重品、居室に入らない家具類はご家族様で保管ください。
- (6) 契約病院外の受診付き添いは交通費実費相当額をいただきます。
- (7) 入居中および退去時の粗大ごみの処理についてはご利用者のご負担となります。
- (8) ご面会・外出・外泊の予定はあらかじめご連絡ください。
- (9) 必要程度のお小遣いはご依頼により、お預かり管理いたします。
- (10) 生ものなど傷みやすい食品の持ち込みはご遠慮ください。
- (11) 入院された場合は、家賃と管理費のみお支払いいただきます。
- (12) 利用者の故意または重過失により、居室または備品に通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者または利用者代理人にご負担いただきます。

## 7. 契約の終了(認知症対応型共同生活介護利用契約書 第12条 抜粋)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合。
- (2) 利用者が死亡した場合。
- (3) 利用者又は利用者代理人が、第13条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- (4) 事業者が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した場合。
- (5) 利用者が病氣入院等で医師の見通しにより、おおむね30日を目安としてグループホームを離れることになったとき。
- (6) 利用者がほかの介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

## 8. 第三者評価の受審状況

第三者評価の受審状況については、8ページ[別記3]をご参照ください。

## 9. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記については包括的に提供され要介護度に応じて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となります。 入居後30日間に限り初期加算として一日あたりの費用が割り増しになります。 (詳細は5ページ)
食材費	1日につき1,100円 (朝食250円、昼食350円、夕食400円、おやつ100円)
居室の提供(家賃)	月額69,800円
水道光熱費	月額20,000円 詳細は8ページ[別記1]をご参照ください
管理費	月額17,000円 詳細は8ページ[別記2]をご参照ください
理容費	実費
おむつ	実費(現物預かり可)

保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡いたします。
保証金(敷金)	300,000 円 未払い金の発生した場合、保証金にて精算します。未払い金があれば退居後 2 か月以内に返金いたします。(居室の原状回復費用を除く)
利用者の希望で提供するもの	(1) 協力医療機関以外の受診のご希望は原則としてご家族様に対応していただきますが、ご事情により当グループホームの職員が付き添った場合には、利用契約書第 7 条 4 項に基づいて、以下の費用がかかります。 [付添料]職員 1 名につき 1 回 1,000 円 [交通費]実費(但し、当グループホーム所有の車両を利用した場合、往復 1,000 円となります) [駐車料]受診先病院で駐車料金がかかった場合、実費となります。 (2) リネンリース代 寝具一式 1 日 121 円 (3) 音楽療法参加費 1 回 500 円 (4) 行事・お楽しみ会参加費用 積み立て (5) 災害時用品購入費用 積み立て (6) 浴室設備費用
生活保護受給者の利用料金	生活保護受給者の利用料金については以下の通り定めます。 (1)生活保護受給者については減免し、生活保護基準に料金を引き下げる。 (2) 差額分は事業者負担とする。

様 利用料の概算( 令和 年 月現在 )

	利用料	備考
食材費	33,000 円	30 日間ご利用の場合
部屋代	69,800 円	
水量光熱費	20,000 円	
管理費	17,000 円	
介護保険自己負担 要介護( )	円	5 ページ(3) 参考金額 参照
合計	円	

10. 介護保険の費用(令和6年6月1日改定)

グループホームでは、介護保険法および関係省令により、以下の通り要介護度別の基本費用と、一定の条件を満たす利用者様に加算される加算費用が定められております。毎月の介護保険の総額のうち1割～3割をご利用者様にご負担いただきます。

(1)基本費用 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 横浜市(1単位=10.72円)

	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
要介護1	765	24,603円	49,205円	73,808円	30日で算出
要介護2	801	25,761円	51,521円	77,281円	
要介護3	824	26,500円	53,000円	79,500円	
要介護4	841	27,047円	54,093円	81,140円	
要介護5	859	27,626円	55,251円	82,877円	

(2)加算費用 横浜市(1単位=10.72円)

加算名	加算対象者および条件等	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
初期加算	全利用者 (入居日から30日間)	30	33円	65円	97円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	全利用者	37	40円	80円	119円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	全利用者	22	24円	47円	71円	
若年性認知症利用者受入加算	65歳未満の利用者	120	129円	258円	386円	
看取り介護加算	死亡日以前31日以上～45日以下	72	78円	155円	232円	
	死亡日以前4日以上～30日以下	144	155円	309円	463円	
	死亡日の前日及び前々日	680	729円	1,458円	2,187円	
	死亡日	1,280	1,373円	2,745円	4,117円	
口腔衛生管理体制加算	全利用者	30	33円	65円	97円	1月につき
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全利用者	(基本費用+各種加算減算)×18.6%				
退居時情報提供加算	1人につき1回まで	250	268円	536円	804円	1回限り
退居時相談援助加算	1人につき1回まで	400	429円	858円	1,287円	

(3)利用者負担 参考金額(30日分)

要介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	31,468円	62,935円	94,403円
要介護2	32,840円	65,680円	98,519円
要介護3	33,718円	67,436円	101,153円
要介護4	34,367円	68,733円	103,099円
要介護5	35,053円	70,105円	105,157円

※65歳以上の方が30日間利用した場合の参考金額です。利用日数や加算の有無等で金額は増減します。

## 11. 協力医療機関

協力医療機関名	ひかり在宅クリニック
診療科目	内科
協力医師	今井 俊、西 知彦
協力歯科医療機関	eメール歯科
診療科目	歯科
協力医師	橋爪 哲哉

## 12. 苦情措置の概要

<p>ホーム相談窓口          担当者 中島 友美          (TEL) 045-355-3255 (FAX) 045-355-3254 ※FAXについては随時受付</p>
<p>(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置          相談または苦情に対する常設の窓口としては、相談担当者を置く。相談担当者が不在の場合は、基本的な事項については、担当者以外でも対応できるようにすると共に、担当者に迅速かつ確実に引き継ぐ。</p> <p>(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順          苦情があった場合は、苦情受付票を作成する。相談担当者は、相手方に連絡を取り訪問するなどし、実態の把握と確認をする。また、該当担当者からも事情を確認し、管理者に報告をする。管理者が必要であると判断した場合は対処方法の検討会議を実施する。その上で、迅速(翌日まで)に本人または家族に誠実に対応する。さらに、再発防止のために苦情受付伝票および苦情処理伝票を保管し活用する。</p> <p>(3) その他参考事項          平素より、苦情の出ないような介護サービス提供を心掛ける。(接遇や介護職員の質的向上を図るために研修の機会を設ける) 周辺地域との交流(納涼祭・収穫祭等の実施および自治会主催行事への参加等)を積極的に持つ事によって、閉鎖的な環境となることを予防し、地域に根ざした介護サービスを提供する。</p> <p>(4) 公的機関の苦情相談窓口          ○市町村福祉窓口(保土ヶ谷区役所・福祉保健センター 高齢・障害支援課 介護保険担当)          (TEL)045-334-6394 (FAX)045-334-6393          ○神奈川県国民健康保険団体連合会          横浜市西区楠町27番地1 (TEL)045-329-3447          ○横浜市健康福祉局 介護事業指導課          (TEL)045-671-2356 (FAX)045-681-7789</p>

## 13. 事故発生時の対応

万一、事故発生の場合には次のとおり適切に対応する。

<p>(1) 利用者の保護          事故発生時は、初期対応においてまず利用者の生命・身体の保護、安全の確保を最優先で行う。具体的には、事故の状況を把握し、利用者の傷害の程度を判断し救急車の手配等を行うと共に、必要に応じて止血、人工呼吸、心臓マッサージ等を行う。</p> <p>(2) 関係職員への緊急連絡          管理者、看護師、介護職員等を直ちに集り、事故への対応を行う。管理者等の関係職員が不在の場合には緊急連絡を行い必要な指示を仰ぐ。また、その間に他の利用者へのサービス提供、見守りを怠らないよう配慮する。夜間に事故が発生した場合は、直ちに管理者等の関係職員に緊急連絡を取り、適切に対応する。</p> <p>(3) 関係機関への連絡          重大な事故等については直ちに関係機関に連絡報告を行う。例えば死亡事故の場合は警察署、感染症、食中毒の発生の場合は保健所へ報告する。          また、すべての事故について横浜市へ事故報告書を提出する。</p>
--

(4) 利用者の家族に対する連絡と説明

利用者の家族に対しては早急に連絡を取り、事故の概要や利用者の状況について説明を行う。その際、必要とする事実や情報をわかりやすい形で提供し、誠実に対応するよう努める。

(5) 被害拡大の防止

主に感染症については(1)～(4)の対応と併せて、速やかに事態の收拾と拡大防止に向けた対応をとる必要があり、具体的対応については保健所の指示に従う。

(6) 再発防止策の検討と実施

事態の收拾後は、なぜそのような事故が発生したのか原因究明を行い、全てを個人の責任とせず組織として再発防止策を検討し、必要な対策を確立し実施する。再発防止策については横浜市へ事故報告書で報告し、必要に応じてマニュアルへ反映させる。

(7) 事故後の報告

事態の收拾後の状況についても、必要に応じて関係機関へ報告を行う。

令和 年 月 日

(事業者)

ホーム名 グループホーム銀の鈴2号館  
住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 892 番地 1  
説明者名 特定非営利活動法人うえん会  
理事長 中島 友美 印

私は本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

(利用者)

住所 〒

氏名 印

(利用者代理人)

住所 〒

氏名 印

(利用者との関係: )

[別記1]

内訳は概ね、水道料7,000円、電気7,000円、ガス6,000円とします。

[別記2]

管理費

- ① 保守点検費(エレベータ、消火機器各種設備)
- ② 共用部分定期清掃費(居間兼食堂、廊下通路、浴室、トイレ、洗面所他)
- ③ 家具什器備品、消耗品
- ④ 車輛維持費
- ⑤ 植栽管理維持費

[別記3]

第三者評価の受審状況

受審年度	第三者評価期間	訪問調査日
令和6年度	株式会社 R-CORPORATION	令和7年2月24日
令和5年度	緩和適用	
令和4年度	株式会社 R-CORPORATION	令和5年4月14日
令和3年度	緩和適用	
令和2年度	株式会社 R-CORPORATION	令和3年2月10日
令和元年度	緩和適用	
平成30年度	株式会社 R-CORPORATION	平成30年6月11日
平成29年度	緩和適用	
平成28年度	株式会社 R-CORPORATION	平成28年10月1日
平成27年度	緩和適用	
平成26年度	株式会社 R-CORPORATION	平成26年11月22日
平成25年度	株式会社 R-CORPORATION	平成26年1月18日
平成24年度	株式会社 R-CORPORATION	平成25年2月18日
平成23年度	株式会社 R-CORPORATION	平成24年2月26日
平成22年度	株式会社 R-CORPORATION	平成23年3月11日